

車引

御車副四人水干、大人付御綱、飼

御牛師若鶴、袴衣袴著下袴、持御楊

〔江戸職人盡歌合上〕七番 右 車引

暮て引材木車露玄げみ月のかつらや上荷なるらん

〔大成令八十六〕寶永四亥年八月

覺

一町中牛車大八車荷物杯積候は不及申たとへ明キ車にても、宰領も附不申、猥に車牽候由相聞、一切怪我等も有之不届に候、向後前々觸候通相守、宰領附車牽せ可申事。

一此以後、宰領附不申車牽通候は、何方に而も辻番留置、月番之番所江可訴事。
一町中牛車貳疋牽つゝけ、往還之障に成候間、牛貳疋迄牽つゝけ不申候様に、是又前方申渡候處、猥に成不届に候、向後車數牽候共、間を明々牽つゝけ申間敷候大石大木等、牛數に而引候節は、只今迄之通り番所江訴之、外は牛二疋にて、夫より外に牽續候事可致無用候、但祭禮等は、可爲格別事。

右之通堅可相守、於相背は、車雇候者も、被雇候者も、可爲越度候、此旨町中可相觸もの也。

八月

〔寶曆集成絲綸錄三十〕延享二丑年五月

一車引之者、がさつに無之筈之處、近來猥ニ往來にて、乗馬之側へ車引かけ馬之驚候を慰杯に致候由、向後左様之事も候は、急度可咎候、牛町之大八車には、宰領は無之筈に候得ども、總體不埒にも候は、宰領附候様にも可申付候間、是亦猥に無之様可致候、且亦小荷駄口附之者も、右同前、猥に無之様可仕候。